31年度　公文書開示（10月決定分）

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R1.9.18	R1.10.2	平成28年度～平成30年度　学力調査に基づく選抜用受検者一覧表	47		1						1				1				・項番８・９「出身中学校名」、項番１０「転」、項番１３「国語評定」から項番３０「学換」まで、項番３４「総合」から項番３６「合」まで及び項番３９「推」 都立高等学校入学者選抜における「合格点」は、あらかじめ定めているものではなく、合格者のうち最下位の者の点数が「合格点」に該当する。本件情報が開示されることにより、この者が精神的苦痛を受けるおそれがある。 よって、当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） ・項番３４「総合」 「合格点」を明らかにすることで都立高等学校の順位付けが可能となり、それによって受検競争が助長され、選抜方法の多様化など、東京都教育委員会が進めている入学者選抜改善や、各学校が推進している特色ある学校づくりが阻害され、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	東京都立国分寺高等学校
2	R1.8.20	R1.10.3	（１）平成３１年度　教員の未配置校の発生に関する実態把握【高等学校】平成31年4月16日（火）午前9時現在 （２）5月1日現在における欠員補充状況（高等学校）	2		1						1				1				東京都情報公開条例第７条第２号に該当 （１）の学校名及び（２）の備考については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため 東京都情報公開条例第７条第６号に該当 （１）の理由及び（２）の備考については人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部選考課
3	R1.8.20	R1.10.3	（１）平成３１年度　教員の未配置校の発生に関する実態把握 【小学校】平成31年4月16日（火）午前9時現在 （２）平成３１年度　教員の未配置校の発生に関する実態把握 【中学校】平成31年4月16日（火）午前9時現在 （３）都内公立小中学校教員の欠員の状況（令和元年5月1日現在）	5	1																教育庁人事部選考課
4	R1.9.19	R1.10.3	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）－都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－　調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部 高等学校教育課
5	R1.9.19	R1.10.3	(1)平成31年4月17日付３１総防対第５５号 「平成３１年度乙京都・多摩市合同総合防災訓練への都立学校生徒の参加について(依頼)」 (2)平成３１年1月29日開催「第１回訓練調整会議」資料 (3)平成３１年3月20日開催「第２回訓練調整会議」資料 (4)平成３１年4月24日開催「第３回訓練調整会議」資料 (5)令和元年7月12日開催「第４回訓練調整会議」資料 (6)令和元年8月21日開催「第５回訓練調整会議」資料			1									1				東京都情報公開条例第７条第６号に該当 職員個人の電子メールアドレスを公にすることにより業務に関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部総務課
6	R1.9.19	R1.10.3	別紙1-2、2-1、2-2及び2-3のとおり	－				1												（１）1-2について 東京都教育員会が各区市町村教育委員会に対し、協力依頼は行っておらず、該当となる文書は存在しないため （２）2-1,2-2及び2-3について 総務課安全管理担当では、本記事を入手しておらず、該当となる文書は存在しないため	教育庁総務部総務課
7	R1.9.19	R1.10.3	指導企画課（安全）供覧	1	1																教育庁指導部管理課
8	R1.9.19	R1.10.3	回覧用紙（総務部教育情報課）	14	1																教育庁総務部教育情報課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
9	R1.9.19	R1.10.3	『週刊金曜日』2019年9月13日号「アンテナ」欄の記事内容（の分析や今後の対応策等）、筆者の●●さんの情報『週刊金曜日』の編集方針（都教委の政策を分析し、都教委の誤った権力行使に批判的なこと等）に関し、都教委内（総務課や教育方法化、指導部はもとより、多摩事務を含む）で供覧したり、共有したりした文書（供覧のいわゆるゲタ印の紙を含む）	－				1												東京都多摩教育事務所では本記事を入手しておらず、該当となる文書は存在しないため	教育庁多摩教育事務所管理課
10	R1.9.24	R1.10.3	超勤時間確認表の２９年度及び３０年度	108		1						1								不在、超勤開始・超勤終了、休憩開始・休憩終了、超過勤務時間、月間60時間超過及び個人コードは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため 東京都情報公開条例第７条第２号	東京都立晴海総合高等学校
11	R1.9.20	R1.10.3	都立杉並工業高等学校（３１）便所改修機械設備工事その２ 金入り積算内訳書・共通費算定所（諸経費計算書）・特記仕様書		1																教育庁都立学校教育部営繕課
12	R1.9.24	R1.10.7	旅費請求内訳書（令和元年7月～9月分　ただし9月分いついては9月24日までの分）	5		1						1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
13	R1.9.24	R1.10.7	旅費請求内訳書（令和元年7月～9月分　ただし9月分については9月24日までの分）	5		1						1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
14	R1.9.24	R1.10.8	都立学校施設維持管理業務委託執行状況（平成２６年度分から平成３０年度分まで）	5	1																東部学校経営支援センター管理課
15	R1.9.24	R1.10.8	旅費請求内訳書（平成29年8月分から令和元年６月分まで）	60		1						1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東部学校経営支援センター管理課
16	R1.9.24	R1.10.8	旅費請求内訳書（平成29年8月分から令和元年６月分まで）	60		1						1								東京都情報公開条例第7条第2号に該当 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東部学校経営支援センター管理課
17	R1.10.8	R1.10.8	（１）都立高島高等学校（31）空調設備改修工事 積算内訳書・共通費算定書・見積比較表 （２）都立大江戸高等学校(31)武道場天井その他改修電気設備工事 積算内訳書・共通費算定書・（見積比較表なし）	46	1																教育庁都立学校教育部営繕課
18	R1.9.12	R1.10.15	平成２８年度　東京都教育委員会の会議開催に係るハイヤーの雇い上げ（単価契約）乗車個票 平成２８年度　東京都教育委員会の会議開催に係るハイヤーの雇い上げ（単価契約）請求内訳	17	1																教育庁総務部教育政策課
19	R1.9.12	R1.10.15	２　添付の※　ＰＤＦ版略称ファイル名＝都教ハイヤ木村孟133620円150521 以外で、１回の往復で最大約14万円ものハイヤー代を使っていた、「中央道集中工事による遅延予防で圏央道経由」の時の領収書に該当する個票	17				1												平成27年度までの文書は保存年限の3年が経過したため廃棄済みであり、平成28年度以降の文書で該当する領収書は、存在しないため	教育庁総務部教育政策課
20	R1.8.22	R1.10.16	休日の振替え処理・代休日指定簿	1	1																東京都立練馬工業高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
21	R1.10.2	R1.10.16	開示請求が昨年●月以来審査請求を五十数件申請していますが、現在まで１本も答申が成されていません ●月●日に教育庁総務部法務担当課長●●●●と電話にて話しました。（証拠アリ）その際このような事態につきどう想うか、問い質したところ「異常な状態だと思います」旨の表明がありました。 １．異常だと思われる理由、根拠 ２．異常だと思われる中、対処された（１）具体的解決策（２）具体的実行策を提示下さい。 ３．万一、その対処策をとられていない場合、その理由、根拠 ４．対処策をとらない中で現状対応していることを行政上の運営としている、全ての意思決定の判断となる“証拠”文書等の全て 以上１～４までの全てを証明する“証拠”文書等を開示下さい。以上	－				1												電話での受け答えに対し一般的な所感を述べたものであることから、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
22	R1.10.11	R1.10.17	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部 高等学校教育課
23	R1.8.20	R1.10.18	（１）防災･減災講話およびロープワーク訓練講師の派遣について(依頼) （２）平成29年度　宿泊を伴う防災訓練実施要項 （３）防災･減災講話および応急救護訓練講習の派遣について(依頼) （４）平成30年度　宿泊を伴う防災訓練実施要項	6	1																都立園芸高等学校
24	R1.8.20	R1.10.18	平成２９年度「産業社会と人間」職場訪問実施要項 施設見学の依頼について 「産業社会と人間」の授業における職場訪問について	3	1																都立王子総合高等学校
25	R1.8.20	R1.10.18	（１）平成３０年９月５日付３０葛西工高第９２５号「講演（防災講話）の依頼について」 （２）平成３０年度宿泊防災訓練実施要項 （３）平成３１年１月１２日付３０葛西工高第１５２４号「平成３０年度都立学校防災教育推進事業実施報告」	3	1																都立葛西工業高等学校
26	R1.8.20	R1.10.18	平成28年度1学期進路指導部行事実施要項 平成29年度1学期進路指導部行事実施要項 平成30年度1学期進路指導部行事実施要項	3	1																都立橘高等学校
27	R1.8.20	R1.10.18	（１）校外学習の実施について （２）防衛省（市ヶ谷）見学依頼書	2	1																都立高島高等学校
28	R1.8.20	R1.10.18	平成３０年度　避難訓練及び防災講話実施要領	1	1																都立国際高等学校
29	R1.8.20	R1.10.18	・平成30年度東京都立志村学園就業技術科2年修学旅行のしおり ・保護者会資料（平成30年12月14日付） ・宿泊を伴う学校行事の実施計画書及び別紙 ・平成30年度都立志村学園就業技術科2年修学旅行実施要項	42	1																都立志村学園
30	R1.8.20	R1.10.18	宿泊防災講師依頼文書（平成２８年度実施分） 宿泊防災講師依頼文書（平成２９年度実施分） 宿泊防災講師依頼文書（平成３０年度実施分）	3	1																都立秋留台高等学校
31	R1.8.20	R1.10.18	（１）平成28年度 東京都立小笠原高等学校第１回避難訓練及び宿泊防災訓練実施計画 （２）平成28年度 宿泊防災訓練における「防災学習」講師について（依頼） （３）平成29年度 東京都立小笠原高等学校一泊二日の宿泊防災訓練実施計画書 （４）平成29年度 宿泊防災訓練における「防災学習」講師について（依頼） （５）平成29年度 職場見学実施要項 （６）平成29年度 職場見学の依頼について （７）平成30年度 東京都立小笠原高等学校第１回避難訓練及び宿泊防災訓練実施計画書 （８）平成30年度 宿泊防災訓練における「防災学習」講師について（依頼） （９）平成30年度 職場体験実施要項 （10）平成30年度 職場体験の依頼について	20	1																都立小笠原高等学校
32	R1.8.20	R1.10.18	宿泊防災訓練実施要項 防災講話の依頼文書	5	1																都立小石川中等教育学校
33	R1.8.20	R1.10.18	平成28年度20期生修学旅行実施要項 平成28年度東京都立晴海総合高等学校20期生修学旅行仕様書 佐世保体験学習プログラム	4	1																都立晴海総合高等学校
34	R1.8.20	R1.10.18	宿泊防災訓練における講演（講話）の依頼について 宿泊防災訓練等の防災講和において連携する関係機関の決定について 平成28年度一泊二日の宿泊防災訓練実施報告書	4	1																都立石神井高等学校
35	R1.8.20	R1.10.18	「宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話の 　実施に係る連絡票」 「防災講演（講話）の依頼について」 「宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話を 　実施する学校の決定について(通知)」 「防災講話　実施要項」 「防災講話及びセーフティ教室のご案内」	5	1																都立大泉桜高等学校
36	R1.8.20	R1.10.18	・宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話の実施に係る連絡票 ・防災講話　講演依頼書	2	1																都立町田高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
37	R1.8.20	R1.10.18	（１）防災講話講師派遣について（依頼） （２）防災講話要項 （３）別紙　関係機関と連携した防災訓練等における実施後のアンケート	3	1																都立東久留米総合高等学校
38	R1.8.20	R1.10.18	(1)平成30年度第4回避難訓練実施要項 (2)平成30年度第4回避難訓練防災講話派遣依頼 (3)平成30年度都立東大和南高等学校防災教育推進事業実施報告	3	1																都立東大和南高等学校
39	R1.8.20	R1.10.18	平成２９年３月２２日付２８板有高第１４３６号 「平成２９年度　防災講話」実施要項、依頼書	2	1																都立板橋有徳高等学校
40	R1.8.20	R1.10.18	・防災講話に関する支援の依頼 ・宿泊防災訓練等における関係機関と連携した防災講話の実施に係る連絡票 ・平成30年度　宿泊を伴う防災訓練　実施要項（概略版）	3	1																都立北園高等学校
41	R1.8.20	R1.10.18	自衛隊への講師依頼「講演・体験活動の依頼について」 生徒・保護者向けの周知文「一泊二日宿泊防災訓練の概要」「宿泊防災訓練の実施について」 宿泊防災訓練の実施計画「宿泊防災訓練」実施計画（案）」 宿泊防災訓練実施報告「平成28年度一泊二日の宿泊防災訓練実施報告書」 宿泊防災訓練実施後アンケート「関係機関と連携した防災訓練等における実施後アンケート」	7	1																都立墨田工業高等学校
42	R1.8.20	R1.10.18	（１）平成３０年度　第２学年インターンシップ「職場体験」実施要項 （２）平成３０年度国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業に伴う実施報告書	5	1																都立野津田高等学校
43	R1.8.20	R1.10.18	平成３０年８月２８日付　総合防災訓練での防災講話の依頼について	1	1																都立立川ろう学校
44	R1.8.20	R1.10.18	「第4学年宿泊防災訓練における外部講師の依頼について」 「宿泊防災訓練の実施について」 「平成29年度　宿泊防災訓練　保護者会資料」 「宿泊を伴う学校行事の実施計画書」	5	1																都立立川国際中等教育学校
45	R1.8.20	R1.10.18	東京都立六郷工科高等学校　「宿泊防災訓練」実施計画書（改訂版）	13	1																都立六郷工科高等学校
46	R1.8.21	R1.10.18	高等学校　第3学年「公民科（政治・経済）」学習指導案	1	1																東京都立調布北高等学校
47	R1.8.21	R1.10.18	拉致問題に関するアニメ「めぐみ」の上映後に回答したアンケート	1	1																東京都立淵江高等学校
48	R1.8.22	R1.10.18	「平成30年９月26日付30初教職第11号『平成29年度における教員研修実施状況調査について　（依頼）』」		1																教職員研修センター
49	R1.8.22	R1.10.18	「平成２９年度中堅教諭等資質向上研修に係る実施状況調査」			1										1				東京都情報公開条例第7条第6号に該当 職員個人の電子メールアドレスを公にすることにより業務に関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教職員研修センター
50	R1.8.22	R1.10.18	１〔２〕本件・調査について、都教委から区市町村教委や支援センター・研修センター、都立学校に調査を指示（又は依頼等）した文書一式。 〔３〕本件・調査について、区市町村教委や多摩教育事務所、支援センター、研修センター、都立学校から都教委に回答してきた文書一式。 ※　その際、区市町村教委や多摩教育事務所、支援センター・研修センター、都立学校から都教委に質問・相談等があったり、都教委がこれに回答したりしたもの（特に質問・相談等がなくても、都教委から問い合わせたり助言したりしたものがあれば、それも含む。 要は、〔１〕と重複しない範囲で、都教委と、区市町村教委や多摩教育事務所、支援センター・研修センター、都立学校との間で、やりとりした文書一式）があれば、それもすべて開示下さい。 〔４〕本件・調査について、区市町村教委や多摩教育事務所、支援センター・研修センター、都立学校から都教委に回答してきた文書を、都教委がまとめた文書一式。 ２　添付の「ＰＤＦ略称ファイル名＝中堅教諭等資質向上研実施状調結17年度」の、６枚目の「６　中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況」の、 （１）免許状更新講習としての認定 （２）免許状更新講習として認定を受けている時間数 （３）免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組 （４）中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととできる日数 の４つに関し、都教委（研修センター等を含む）が文科省に申請した文書一式と、認定を受けた文書一式を開示下さい。また、申請や認定に当たり、都教委から文科省に質問・相談したり、文科省がこれに回答したりしたものがあれば、それもすべて開示下さい（要は、前記「１」と重複しない範囲で、文科省と都教委との間で、やりとりした文書一式）。 ３　都の教職員（教員だけでなく指導主事等行政に在籍する者を含む）で、この「イ」～「ニ」の区分け（もっと細かく詳しい区分があれば、それも）において、「中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者」の人数と職名（可能なら氏名と所属部署や所属校名も）を、本日から文書保存年限で遡れる年のものまで、開示下さい。 ４　「免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進」の内容や制度設計（日時・単位数）、手法、手立、周知等について、都教委と、他の道府県や政令市、中核市（東京の中核市である八王子市だけでなく、他の道府県の中核市も）の教育委員会（都教委を含め対象の教委は105ある）との間で、相談し合ったり助言し合ったりした（要は、やりとりした）文書。	－			1													（１）　本件・調査について、文部科学省から来た文書一式 「平成30年９月26日付30初教職第11号『平成29年度における教員研修実施状況調査について（依頼）』」 ・通知写し ・別紙１ ・様式１～４ （２）　本件・調査について、都教育委員会から区市町村教育委員会や学校経営支援センター、教職員研修センター、都立学校に調査を指示（又は依頼等）した文書一式 ・東京都教育委員会から調査を指示したものは存在しない。 （３）　本件・調査について、区市町村教育委員会や多摩教育事務所、学校経営支援センター、教職員研修センター、都立学校から都教育委員会に回答してきた文書一式 ・調査を指示していないため、回答文書は存在しない。 （４）　本件・調査について、区市町村教育委員会や多摩教育事務所、学校経営支援センター、教職員研修センター、都立学校から都教育委員会に回答してきた文書を、都教育委員会がまとめた文書一式 ・調査を指示していないため、まとめた文書は存在しない。 （５）　本件・調査について、都教育委員会から文部科学省に回答した文書一式 ・様式２　「平成２９年度中堅教諭等資質向上研修に係る実施状況調査」	教職員研修センター
51	R1.10.4	R1.10.18	都立日野台高等学校（Ｈ１７）耐震補強工事　工事検査調書		1																東京都立日野台高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
52	R1.10.4	R1.10.18	・平成１３年度都立日野台高等学校（１３）耐震診断調査　校舎② 特別教室棟報告書 ・都立日野台高等学校（H１７）耐震補強工事　工事完了届			1						1		1						業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号該当） 　印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当） 校内の施設名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当）	東京都立日野台高等学校
53	R1.10.16	R1.10.23	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況-調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
54	R1.10.10	R1.10.24	過年度の総合防災訓練医おける都立学校参加・協力状況		1																教育庁総務部総務課
55	R1.10.10	R1.10.24	即位礼正殿の儀当日における祝意奉表について		1																教育庁総務部総務課
56	R1.10.10	R1.10.24	今回は2019年10月22日の天皇・徳仁氏（いわゆる浩宮）の即位宣言のようなことをする日の当日や前後（５月８日以降）について、学校での（校長講話や授業等での）天皇に関する教育等や"君が代"斉唱・国旗掲揚に関し、「文科省（内閣府等政府機関を含む）⇔都教委⇔区市町村教委＆支援センター・都立学校の間」でやりとりした文書一式（５月８日以降本日までが対象。天皇・徳仁氏や妻・雅子氏の絡む行事（パレードの沿道等）の児童・生徒の（旗振り等）動員の"依頼・指導"を含む）。	－				1												指導部では、請求内容について、文部科学省、区市町村教育委員会、学校経営支援センター及び都立学校とやり取りをしていないことから、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
57	R1.10.10	R1.10.24	学校での（校長講和や授業等での）天皇に関する教育等や君が代斉唱・国旗掲揭に関し、２０１９年10月22日の天皇・徳仁氏（いわゆる浩宮）の相違宣言のようなことをする日の当日や前後（5月8日以降）について、「●●を含む現・元の国会議員・都議会等の政治家、及び日本会議・日本教育再生機構等の政治団体⇔都教委」でやりとりした文書一式（5月8日以降本日までが対象。天皇・徳仁氏や妻・昌子氏のパレードの沿道の児童・生徒の動員の依頼・指導を含む）	－				1												指導部では、請求内容について、国会議員、都議会議員等の政治家（元議員を含む。）及び日本会議・日本教育再生機構等の政治団体とのやり取りをしていないことから、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
58	R1.10.10	R1.10.24	学校での（校長講和や授業等での）天皇に関する教育等や君が代斉唱・国旗掲揭に関し、２０１９年10月22日の天皇・徳仁氏（いわゆる浩宮）の相違宣言のようなことをする日の当日や前後（5月8日以降）について、「●●を含む現・元の国会議員・都議会等の政治家、及び日本会議・日本教育再生機構等の政治団体⇔都教委」でやりとりした文書一式（5月8日以降本日までが対象。天皇・徳仁氏や妻・昌子氏のパレードの沿道の児童・生徒の動員の依頼・指導を含む）	－				1												請求内容について、国会議員、都議会議員等の政治家（元議員を含む。）及び日本会議・日本教育再生機構等の政治団体とのやり取りをしていないことから、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
59	R1.10.20	R1.10.24	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）ー都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
60	R1.10.2	R1.10.29	令和元年５月１６日付元教参学第３号「外国人の子供の就学状況等調査」について（依頼） 令和元年５月２２日付３１地教義第４６１号「外国人の子供の就学状況等調査」について（依頼）		1																教育庁総務部教育政策課
61	R1.10.2	R1.10.29	外国人の子供の就学状況等調査（区市町村教育委員会からの調査回答）			1										1				職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより業務に関連の無いメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁総務部教育政策課
62	R1.9.24	R1.10.31	旅行命令簿（内国旅行）（平成31年1月分）	1	1																教育庁指導部管理課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
63	R1.9.24	R1.10.31	旅行命令簿兼旅費請求内訳書（平成29年９月分から平成31年３月分まで） 内国旅費請求内訳書兼領収書（平成31年１月分） 出張復命書			1						1				1				【旅行の経路】 ・通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【平成●年●月●日ほかの旅行用務】 ・当該職員が当該業務に関わっていることが公になると、外部からの干渉・圧力等により、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 【平成●年●月●日ほかの旅行先の一部】 ・当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【平成●年●月●日ほかの旅行用務】 ・当該情報は、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【出発、到着滞在（地名駅名）】 ・旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【２　日程・行程の一部】 ・旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号）	教育庁指導部管理課
64	R1.9.24	R1.10.31	旅行命令簿（内国旅行）（平成31年1月分）	1	1																教育庁指導部管理課
65	R1.9.24	R1.10.31	旅行命令簿兼旅費請求内訳書（平成29年９月分から平成31年３月分まで） 内国旅費請求内訳書兼領収書（平成31年１月分） 出張復命書			1						1				1				【旅行の経路】 ・通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【平成●●年●月●日ほかの旅行用務】 ・当該職員が当該業務に関わっていることが公になると、外部からの干渉・圧力等により、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 【平成●●年●月●日、●月●日、●月●日、●月●日、●月●日、平成●●年●月●日、●月●日、●月●日の旅行先の一部】 ・当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【平成●●年●月●日、●月●日の旅行用務】 ・当該情報は、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【出発、到着滞在（地名駅名）】 ・旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【２　日程・行程の一部】 ・旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号）	教育庁指導部管理課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
66	R1.9.24	R1.10.31	旅費請求内訳書（平成31年4月1日～令和元年9月24日までの分）	58		1						1				1				東京都情報公開条例第７条第２号に該当 通勤経路及び旅行の経路に関する情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 東京都情報公開条例第７条第６号に該当 令和●年●月●日ほかの旅行用務に関する情報については、当該職員が当該業務に関わっていることが公になると、外部からの干渉・圧力等により、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	西部学校経営支援センター管理課
67	R1.9.24	R1.10.31	旅費請求内訳書（平成31年4月1日～令和元年9月24日までの分）	58		1						1				1				東京都情報公開条例第７条第２号に該当 通勤経路及び旅行の経路に関する情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 東京都情報公開条例第７条第６号に該当 令和●年●月●日ほかの旅行用務に関する情報については、当該職員が当該業務に関わっていることが公になると、外部からの干渉・圧力等により、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号該当）	西部学校経営支援センター管理課
68	R1.10.17	R1.10.31	工事関係図書引渡一覧表（２７財経検検第１８５７号） 工事関係図書引渡一覧表（２９財経一第２７１５号）	2	1																東京都立日野台高等学校